

2026年（第112回）二級臨床検査士資格認定試験

受験申請の手引き

【目的】

臨床検査士とは、臨床検査室等において医師の指示のもとに微生物学、寄生虫学、病理学、臨床化学、血液学、免疫血清学および生理検査等の諸検査を正しく行い得ることを認定された者をいう。臨床検査士には二級臨床検査士、一級臨床検査士、緊急臨床検査士がある。二級臨床検査士資格認定試験は、検査技術の理論を理解すると共に、日常の検査に必要な基本的知識と技術を有していることを判定することを目的として実施する。具体的には、微生物学（寄生虫学を含む）、病理学、臨床化学、血液学、免疫血清学、循環生理学、神経生理学、呼吸生理学のいずれかの科目の検査について、検査技術の練達度と理論の理解度、基礎知識の習得、検査の精度管理などについての力量を判定する。

1. 受験資格

- (1) 臨床検査技師国家試験に合格し、すでに登録を終えて臨床検査技師の資格を有する者。
- (2) 願書提出時に、その職歴についての所属長等の証明書を提出できる者。

上記(1)、(2)の両条件を満たす者。

なお、下記に該当する者は2026年の受験はできない。

- (1) 前年の日本臨床検査同学院（以下「当法人」という。）が行った資格認定試験（全ての試験が該当）を無断欠席した者。
- (2) 前年の1次受付で受験可能となった後、連絡なく願書を提出しなかった者（二級・緊急・遺伝子・POCT試験が該当）。

2. 1次受付

受験資格を満たす受験希望者は、ホームページより1次受付期間中に受付を行う。1次受付終了後、受験希望者が定員を超えた場合は抽選を行う。抽選結果は1次受付を行った全員にメールにて連絡する。

受付期間：2026年1月15日（木）～1月31日（土）（厳守）

【1次受付時の注意事項】

- (1) 受験は1年に1科目に限る。
- (2) 1次受付期間終了後の受験科目・会場の変更は不可。
- (3) 受験可能の連絡を受けた者のみ願書を含む申請書類（以下、申請書類）を提出する。
- (4) 受験可能の連絡を受けた後、指定期間内に書類を提出しない場合、1次受付の結果は無効となる。
- (5) 受験辞退者が出た場合は、繰上げを行う。

3. 試験科目

- (1) 微生物学（寄生虫学を含む） (2) 病理学 (3) 臨床化学 (4) 血液学 (5) 免疫血清学
- (6) 循環生理学 (7) 神経生理学 (8) 呼吸生理学

4. 試験方法

- (1) 筆記試験は原則として、臨床検査技師国家試験と同様の多肢選択方式で出題される。
- (2) 実技試験は、実際に検査を行い検査技術、検査前工程〔適切な検体採取方法、検体(被検者)の状態や安全確認、臨床情報の入手、被検者の氏名等の確認(患者認証)〕、結果の解釈等、検査全般にわたる技能や知識を評価する。細胞・組織・微生物の形態、生理検査の波形や画像などの判定・判読、結果解釈の能力を問う問題も含まれる。口頭試問や動画形式で出題される問題もある。

5. 出題基準

各科目の出題基準を参照すること。

6. 合格者の決定

合格者は、試験委員会で決定される。合否は、受験者に個別に通知する。

7. 試験の日程および会場

2026年6月～8月の土曜日・日曜日の予定である。科目や受験番号で日程が異なる。

試験会場等についてはホームページを参照。最終的な日程・会場は、受験票交付時に通知する。

8. 受験申請書類の作成および提出期間

1次受付後、受験可能の連絡を受けた者は、期間内に申請書類を提出する。

提出期間：2026年2月13日（金）～2月24日（火）消印有効

(1) 申請書類

	様式No.
1) 願書	
2) 申請書提出用封筒ラベル	1-1
3) 提出書類チェックシート	2-1
4) 写真 2枚（願書、受験票用各1枚）	
5) 返信用封筒 2枚 110円切手添付	受験料支払い、 申請書類について
6) 臨床検査技師免許証のコピー	

(2) 作成上の注意事項

- ① 1)～3)はホームページよりダウンロードし、「受験料支払い、申請書類について」を確認、必要事項を記入のうえ、指定の期日までに「日本臨床検査同学院 試験係」へ送付する。
- ② 記載内容に不備や不明な点がある場合は、試験委員会から説明を求めることがある。

9. 受験料

- (1) 受験料 27,500 円（税込）とする。
- (2) 支払期限は申請書類の提出期間と同様である。
- (3) 審査の結果、受験資格が満たされなかった場合、受験料は返金する。それ以外は一度納入した受験料は返金しない。

10. 認定登録

試験に合格し、試験委員会で承認された者に対して当法人が認定を行う。認定証発行手数料 3,300 円（税込）を納付後、当法人より認定証を発行する。

11. 変更届

氏名、現住所、勤務先、メールアドレスに変更が生じた場合は必ず[変更届をホームページから提出](#)する。

12. 個人情報の保護について

申請された内容は当法人において管理し目的外には使用しない。ただし、合格者の氏名、勤務先都道府県は許諾を得て当法人の機関誌「通信」にて公表する。